

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)は75歳以上の高齢者の方々に「生活を支える医療」を提供するとともに、これまで長年、社会に貢献してこられた方々の医療費を国民みんなで支える「長寿を国民皆が喜ぶことができる仕組み」です。

75歳以上と74歳以下で受けられる医療に違いはありません。それに加え、長寿を迎えられた方々が、できるだけ自立した生活を送ることができる、「生活を支える医療」を提供します。

- ・自らが選んだ「高齢者担当医」が、「病気だけでなく」、気分が落ち込んでいないか、日常生活に支障はないかなど、心と体の全体を診て、外来から入院先の紹介、在宅医療まで継続して関わる仕組みを導入します。
- ・「在宅でも安心して生活できる」よう、医師の訪問診療や訪問介護など在宅医療を充実します。

給付費の5割に「公費を重点的に投入」するとともに、若い世代の加入する医療保険から4割を仕送りし、「高齢者の医療費を国民皆でしっかりと支える仕組みです。

高齢者ご自身の保険料は、トータルで従来と同水準の1割となるようにしています。若い世代の方々の負担だけが重くなることがないように、高齢者の方々にも、お一人おひとりの所得に応じて公平に保険料の負担をお願いします。

なお、高齢者の方々の保険料は、原則として年金からお支払いいただくこととしています。これは、ご自身に「金融機関の窓口でお支払いいただく等の手間をおかけしない」、そして「行政の余分なコストを省く」ためです。

長寿を迎えられた方々が、できるだけ自立した生活を送ることができる、「生活を支える医療」を提供します。

- ・自らが選んだ「高齢者担当医」が、「病気だけでなく」、気分が落ち込んでいないか、日常生活に支障はないかなど、心と体の全体を診て、外来から入院先の紹介、在宅医療まで継続して関わる仕組みを導入します。
- ・「在宅でも安心して生活できる」よう、医師の訪問診療や訪問介護など在宅医療を充実します。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) Q & A

問 1 長寿医療制度とはなんですか。

- 答 -

今年の 4 月から 75 歳(一定の障害のある人は 65 歳)以上のすべての人は、国保、健保組合、共済組合などから脱退し、都道府県単位で広域連合が運営する長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入します。

この制度は、これまで長年、社会に貢献されてこられた 75 歳以上の方々の医療を国民みんなで支えるために世代間の負担の公平化と透明化を目的に創設されたものです。

被保険者全員に「後期高齢者医療制度」独自の保険証が 1 人に 1 枚交付され、所得に応じて決めた保険料を介護保険と同様に、いままで、健保組合等の被扶養者だった人も含め全員が納めます。保険料は原則として年金から天引きされます。

以前の老健制度は、国・県・市町村の公費負担が 5 割、国保、健保組合等の保険者負担が 5 割で運営されていましたが、後期高齢者医療制度は公費負担が 5 割、保険者負担が 4 割で新たに被保険者から 1 割分を負担していただきます。

具体的には

長寿医療制度は、これまで長年、社会に貢献されてこられた 75 歳以上の方々の医療をみんなで支える仕組みです。

長寿を迎えられた方々が、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、治療の側面からだけでなく、生活面も念頭に置いた医療、すなわち「生活を支える医療」を提供します。

「生活を支える医療」とは

例：主治医の先生が病気だけではなく、日常生活に支障がないかなど心と体の全体をみて生活に支障がある場合には、福祉サービスとの連携を図るなど、いくつかの病気をかかえ療養生活も長くなることの多い高齢者の皆さんにふさわしい医療です。

75 歳以上になっても受けられなくなる医療はありません。これまで受けてきた医療は変わりません。

問 2 なぜ、長寿医療制度が創設されたのですか。

- 答 -

75 歳以上の方々に「生活を支える医療」を提供するとともに、これまで長年、社会に貢献してこられた方々の医療を国民みんなで支えるわかりやすい仕組みをつくるためです。75 歳以上になったからといって受けられなくなる医療はありません。むしろ、「生活を支える医療」を実現するための選択肢が増える仕組みです。

また、この仕組みは、給付費の 5 割に「公費を重点的に投入」するとともに、若い世代の

加入する医療保険から4割を仕送りし、「高齢者の医療費を国民皆でしっかりと支える仕組み」です。

高齢者ご自身の保険料はトータルで従来と同水準の1割となるようにしています。これまでは加入する制度や市区町村によって保険料額に違いがありましたが、これからは同じ所得であれば原則として同じ保険料になり、お一人おひとりに公平に保険料の負担をお願いするものです。

問3 保険料はどのように決まるのですか。

- 答 -

高齢者ご自身の保険料は、制度全体にかかる費用の1割をまかなうものですが、これは、従来と同水準です。

これまでは、国保の保険料(税)は市町村で大きな差がありましたが、長寿医療制度では、山梨県内(小菅村は除く)で同じ所得であれば同額の保険料となります。その結果、国保では全国の市町村において保険料に最大5倍の格差がありましたが、2倍に縮まります。保険料は、被保険者の方に人数割でご負担いただく部分(被保険者均等割)と、その方の所得に応じてご負担いただく部分(所得割)の合計額です。年金だけで決まるわけではなく、他の所得も含めた全体の所得に応じて決められます。

これまで多くの高齢者の方が国民健康保険に加入し、保険料を納めていただいておりますので、これが、長寿医療制度の保険料に切り替わるものです。

国民健康保険の世帯員であった方も、その方の人数や所得に応じて保険料が計算され、それを世帯主の方がまとめて納めていただいていたので、それが切り替わることは同じですが、これからは、ご本人に保険料を納めていただくこととなります。また、これまで被用者保険の被扶養者であった方は、今回、新たに保険料をご負担いただくこととなりますが、急に負担が増えないよう、負担を軽減する措置を講じています。

問4 保険料の負担は重くなるのではないですか。

- 答 -

具体的な保険料額は、お住まいの都道府県により変わりますが、全国平均でみると、

- ・基礎年金（月 6.6 万円）だけで生活している方（1人世帯）

全国平均 月 1,000 円程度

山梨県 月 970 円程度

- ・厚生年金の平均額（月 16.7 万円）だけで生活している方（1人世帯）

全国平均 月 5,800 円程度

山梨県 月 5,460 円程度

です。

国保の保険料との単純な比較はできませんが、全国平均の保険料で比較すると、基礎年金や平均的な厚生年金だけで暮らしておられる方は負担が軽減されます。

また、サラリーマンなどとして働かれている家族が加入している社会保険の被扶養者であった方は、新たに保険料を負担いただくこととなります。

このため、新たなご負担であることに配慮して、

- ・平成20年4月から9月までは、保険料を納める必要はなく（凍結）
- ・平成20年10月から平成21年3月までは、本来納めていただく保険料の1割（9割軽減。全国平均で、月額350円程度、山梨県330円程度）を納めていただきます。
- ・平成21年4月から1年間は、本来納めていただく保険料の半分（全国平均で月額1,700円程度、山梨県1,620円程度）を納めていただきます。

問5 なぜ保険料を年金から支払わなければならないのか。

- 答 -

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、高齢者の方お一人おひとりに、それぞれの所得に応じて、公平に、保険料を負担していただくこととしており、皆、何らかの方法で、保険料をお支払いいただく必要があります。

したがって、年金からお支払いいただくかどうかというのは支払方法の問題であり、年金から保険料を支払うこととならない方であっても、保険料を納付する必要があるため、納付書や口座振替等により、個別に保険料を支払っていただく必要があります。

この保険料を年金からお支払いいただく仕組みは、

高齢者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにすること

保険料を確実に納めていただくことによって、助け合いの仕組みである医療制度に加

入する他の方々の保険料の負担が増すことのないようにすること
保険料の徴収に係る行政の余分なコストを省くこと
を趣旨として設けておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**問 6 同じ市町村に住んでいるのに、年金から保険料を差し引かれると人と
差し引かれない人がいるがどうということなのか。**

- 答 -

年金から保険料をお支払いいただく対象となるのは、年金額が年額 18 万円以上の方であつて、介護保険料と長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料を合わせた額が年金額の 2 分の 1 を超えない方です。

これまで、国民健康保険に加入されていた方で、これらの要件に該当する方については、4 月に支払われる年金からお支払いいただくこととなります。

しかしながら、これまで保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者の方については、初めて保険料をご負担いただくこととなりますので、急に負担が増えることのないよう、特別措置を講じています。これにより、平成 20 年 4 月から 9 月までは保険料の負担がなく、また、4 月に支払われる年金からはお支払いいただくが、原則、10 月に支払われる年金からお支払いいただくこととしています。

また、被用者保険の被保険者本人の方についても、事前に被扶養者の方と区別することができませんので、4 月に支払われる年金からは保険料をお支払いいただくが、原則、平成 20 年 10 月から、保険料をお支払いいただくこととしています。

なお、制度の施行直前に被用者保険の被扶養者となった方については、既に年金保険者への保険料徴収の依頼が行われていますので、一旦、4 月に支払われる年金からお支払いいただきますが、8 月には中止され、お支払いいただいた額のうち平成 20 年度の保険料額を超えた分については還付いたします。

なお、年金からのお支払いが、4 月からの方と 10 月からの方とで同じ所得の方であれば、原則として、同じ保険料となっており、保険料の額に有利、不利はありません。

問 7 保険料は、どのように計算されるのか。

- 答 -

保険料は、年金だけで決まるわけではなく、他の所得も含めた全体の所得に応じて決められます。

保険料は、被保険者の方に人数割でご負担いただく部分（被保険者均等割）と、その方の所得に応じてご負担いただく部分（所得割）の合計額となります。

山梨県の均等割額は 38,710 円です。（所得の低い世帯に属する方の場合、7 割、5 割、2 割の軽減がされ、それぞれ 11,610 円、19,350 円、30,960 円となります。）

山梨県の所得割は、ご本人の基礎控除後の所得に所得割率 7.28% を掛けた金額となります。

す。

問 8 年金から保険料をこんなに引かれると、生活ができない。どうしたらいいのか。

- 答 -

今回お支払いいただいた保険料は、平成 18 年の所得に基づく見込み額を基に計算しており、2 ヶ月ごとに支払われる年金からお支払いいただく保険料の額は、2 ヶ月分に相当する額となります。なお、6 月以降になると、新しい平成 19 年所得がわかりますので、平成 19 年所得が 18 年所得に比べて低くなれば、その分、保険料の額が今の額より下がることもあります。その場合は、一年間分の保険料から半年間にお支払いいただいた保険料を差し引くこととしていますので、10 月からお支払いいただく保険料が下がることになります。

問 9 昨今の年金記録の問題で、年金がまともに支払われないのに、保険料だけは差し引くというのは問題ではないか。

- 答 -

現在、公的年金（国民年金・厚生年金）の加入・納付記録に関し、住民の皆様には多大なご心配をおかけし、公的年金制度への信頼を揺るがしかねない状況を招いていることにつきまして、社会保険庁が深くお詫びするとともに、正しい年金が支払われるよう、政府を挙げて全力で解決に向けて取り組んでいると承知しております。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料の年金からの徴収は、あくまで、被保険者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにすることなど、被保険者の皆様への配慮という観点から行うものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。